

《金岡公園体育館 専用使用 料金表》…一般用

区分		9:00～12:00	13:00～15:00	15:00～17:00	17:30～21:00	
大体育室	全面	平日	¥9,200	¥7,300	¥7,300	¥16,500
		休日等(土・日・祝)	¥11,040	¥8,760	¥8,760	¥19,800
		冷暖房期間 平日	¥12,880	¥10,220	¥10,220	¥23,100
		冷暖房期間 休日等(土日祝)	¥14,720	¥11,680	¥11,680	¥26,400
	1/2面	平日	¥4,600	¥3,700	¥3,700	¥8,300
		休日等(土・日・祝)	¥5,520	¥4,440	¥4,440	¥9,960
		冷暖房期間 平日	¥6,440	¥5,180	¥5,180	¥11,620
		冷暖房期間 休日等(土日祝)	¥7,360	¥5,920	¥5,920	¥13,280
	1/3面	平日	¥3,100	¥2,500	¥2,500	¥5,500
		休日等(土・日・祝)	¥3,720	¥3,000	¥3,000	¥6,600
		冷暖房期間 平日	¥4,340	¥3,500	¥3,500	¥7,700
		冷暖房期間 休日等(土日祝)	¥4,960	¥4,000	¥4,000	¥8,800

区分		9:00～12:00	13:00～15:00	15:00～17:00	17:30～21:00	
小体育室	全面	平日	¥3,100	¥2,500	¥2,500	¥5,500
		休日等(土・日・祝)	¥3,720	¥3,000	¥3,000	¥6,600
		冷暖房期間 平日	¥4,340	¥3,500	¥3,500	¥7,700
		冷暖房期間 休日等(土日祝)	¥4,960	¥4,000	¥4,000	¥8,800
	1/2面	平日	¥1,550	¥1,250	¥1,250	¥2,800
		休日等(土・日・祝)	¥1,860	¥1,500	¥1,500	¥3,360
		冷暖房期間 平日	¥2,170	¥1,750	¥1,750	¥3,920
		冷暖房期間 休日等(土日祝)	¥2,480	¥2,000	¥2,000	¥4,480

区分		9:00～12:00	13:00～15:00	15:00～17:00	17:30～21:00	
トレーニング室	全面	平日	¥1,250	¥1,000	¥1,000	¥2,900
		休日等(土・日・祝)	¥1,500	¥1,200	¥1,200	¥3,480
		冷暖房期間 平日	¥1,750	¥1,400	¥1,400	¥4,060
		冷暖房期間 休日等(土日祝)	¥2,000	¥1,600	¥1,600	¥4,640

- 休日等(土日祝)…基本料金の2割増し
  - 冷房期間(5/15～10/15) 平日…基本料金の4割増し
  - 暖房期間(12/1～3/20) 平日…基本料金の4割増し
  - 冷房期間(5/15～10/15) 休日等…基本料金の6割増し
  - 暖房期間(12/1～3/20) 休日等…基本料金の6割増し
- ※附属設備の使用は別途料金が必要です。

**\* 共用(個人)使用料** [利用時間は別紙の共用プログラムをご覧ください]

一般 220円 生徒等(高校生以下) 110円  
60歳以上、障がい者及びその介助者1名は半額とする。(ただし、トレーニング室は除く。)

\*「障がい者」料金に適用される範囲は以下のとおり

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 療育手帳制度について(昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に基づく都道府県等の規程により療育手帳の交付を受けている者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (4) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第7条第4項の規定に基づく医療受給者証の交付を受けている者
- (5) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の3第7項の規定に基づく医療受給者証の交付を受けている者
- (6) 特定疾患治療研究事業について(昭和48年4月17日付け衛発第242号公衆衛生局長通知)に基づく都道府県等の規定により特定疾患医療受給者証の交付を受けている者
- (7) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第2条の規定に基づく被爆者健康手帳の交付を受けている者

《金岡公園体育館 専用使用 料金表》…生徒等用

区分			9:00～12:00	13:00～15:00	15:00～17:00	17:30～21:00
大体育室	全面	平日	¥4,600	¥3,650	¥3,650	¥8,250
		休日等(土・日・祝)	¥5,520	¥4,380	¥4,380	¥9,900
		冷暖房期間 平日	¥6,440	¥5,110	¥5,110	¥11,550
		冷暖房期間 休日等(土日祝)	¥7,360	¥5,840	¥5,840	¥13,200
	1/2面	平日	¥2,300	¥1,850	¥1,850	¥4,150
		休日等(土・日・祝)	¥2,760	¥2,220	¥2,220	¥4,980
		冷暖房期間 平日	¥3,220	¥2,590	¥2,590	¥5,810
		冷暖房期間 休日等(土日祝)	¥3,680	¥2,960	¥2,960	¥6,640
	1/3面	平日	¥1,550	¥1,250	¥1,250	¥2,750
		休日等(土・日・祝)	¥1,860	¥1,500	¥1,500	¥3,300
		冷暖房期間 平日	¥2,170	¥1,750	¥1,750	¥3,850
		冷暖房期間 休日等(土日祝)	¥2,480	¥2,000	¥2,000	¥4,400

区分			9:00～12:00	13:00～15:00	15:00～17:00	17:30～21:00
小体育室	全面	平日	¥1,550	¥1,250	¥1,250	¥2,750
		休日等(土・日・祝)	¥1,860	¥1,500	¥1,500	¥3,300
		冷暖房期間 平日	¥2,170	¥1,750	¥1,750	¥3,850
		冷暖房期間 休日等(土日祝)	¥2,480	¥2,000	¥2,000	¥4,400
	1/2面	平日	¥750	¥600	¥600	¥1,400
		休日等(土・日・祝)	¥900	¥720	¥720	¥1,680
		冷暖房期間 平日	¥1,050	¥840	¥840	¥1,960
		冷暖房期間 休日等(土日祝)	¥1,200	¥960	¥960	¥2,240

区分			9:00～12:00	13:00～15:00	15:00～17:00	17:30～21:00
トレーニング室	全面	平日	¥600	¥500	¥500	¥1,450
		休日等(土・日・祝)	¥720	¥600	¥600	¥1,740
		冷暖房期間 平日	¥840	¥700	¥700	¥2,030
		冷暖房期間 休日等(土日祝)	¥960	¥800	¥800	¥2,320

- 備考
- (1) 「休日等」とは、土曜日、日曜日及び祝日法に規定する休日をいう。以下同じ。
  - (2) アマチュアスポーツに使用する場合において、使用者が入場料その他これに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収するときは、当該使用区分に係る金額(以下「基本料金」という。)の2倍の額を徴収する。
  - (3) アマチュアスポーツ以外のものに使用する場合において、使用者が入場料等を徴収しないときは基本料金の7倍、使用者が入場料等を徴収するときは基本料金の15倍の額を徴収する。
  - (4) この表において「生徒等」の区分は、次の各号のいずれかに該当する場合に適用する(次項の表において同じ。)
    - ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が専ら使用する場合
    - イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において使用する場合
    - ウ 学校教育法第124条に規定する専修学校に在学する者又は同法第134条に規定する各種学校に在学する者が学校教育活動において使用する場
  - (5) 冷暖房の実施期間中は、当該使用区分に係る金額の4割の額(休日等の使用にあたっては、当該使用施設の平日の使用区分において対応する時間帯における使用区分に係る金額の4割の額)を加算する。
  - (6) 特別に電気その他を使用するときは、実費として体育館長が算定する額を徴収する。
  - (7) 許可を得て、開館時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間(30分以上1時間未満の時1時間とみなす。)につき、基本料金(第2号及び第3号の規定を適用する場合にあっては当該各号に定める額とし、前2号の規定を適用する場合にあっては当該各号に定める加算額を基本料金に加算した額とする。)の1時間相当額(10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。)を徴収す